

図1 仕入れにかかる税額は差し引いて納税

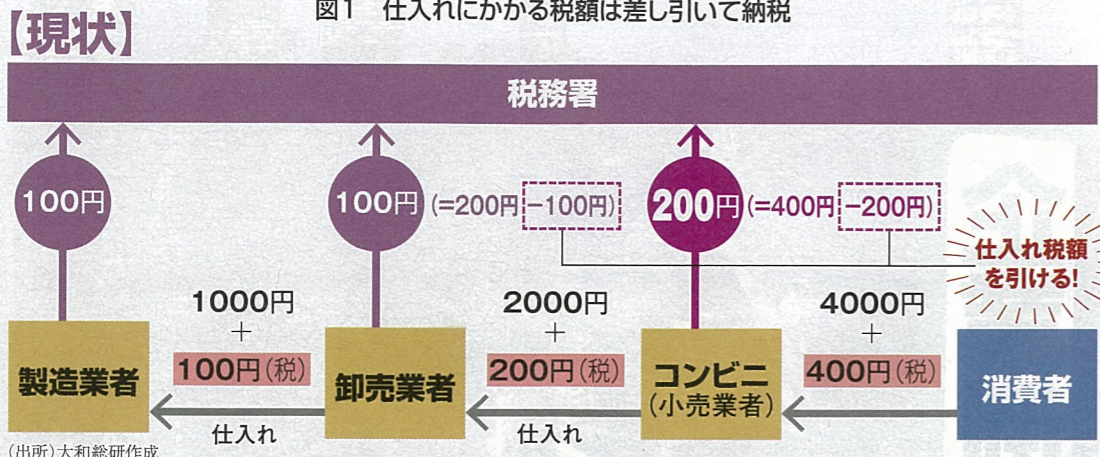


図2 免税事業者から仕入れた場合、納税額が増える



と納税額が増えてしまうため、免税事業者からの仕入れは避けられるようになるだろう。結果、事業者間取引（B to B取引）から排除される可能性がある。一方、消費者に商品を販売する

（4000円-0円）となり、納税額が2000円増える（図2）。

**廃業の検討も**

免税事業者から商品を仕入れる

インボイス制度を理解するにはまず、事業者が消費税を納税する仕組みを知る必要がある。消費者はコンビニエンスストアで商品を買う際、価格に上乗せさ

れる形で消費税を負担しているが、実際に消費税を税務署に納付するのはコンビニだ。ただし、そのコンビニも卸売業者から商品を購入する際、消費税を上乗せされた仕入れ価格を支払っている。このため、納付する消費税額は、消費者から受け取った消費税額から、仕入れ時に卸売業者に支払った消費税額（仕入れ税額）を引いた差額分だ。仕入れ税額を引くことを「仕入れ税額控除」と呼ぶ。

例えば、卸売業者が11000円（10000円+消費税1000円）で仕入れた商品を、コンビニに22000円（20000円+消費税2000円）で販売し、コンビニは44000円（40000円+消費税4000円）で消費者に販売した場合、卸売業者は売り上げにかかる税額2000円から仕入れにかかる税額1000円を控除した1000円を、

コンビニは同様に税額4000円から仕入れ税額2000円を控除した2000円を納税する（図1）。

ただし、売上が10000万円以下の小規模な事業者については、納税事務負担を軽減するため、課税事業者となることを選択しない限り、消費税の納税義務が免除される特例が認められている。

このため、さきほどの卸売業者が免税事業者の場合、本来納税すべき1000円の納付が免除され、手元に残る。これが「益税」だ。

この「益税」を減らす目的で23年10月から始まるのが、インボ

B to C取引を行っている事業者については、取引排除の可能性は必ずしも大きくない。しかし、消費者が会社の経費で代金を支払う場合はB to B取引になるため、免税事業者を避ける可能性がある。

取引から排除されることを避けるため、免税事業者は販売額を値下げして販売先の納税額の増加分を負担することが考えられる。しかし、取引は維持できるかもしれないが、経営は圧迫されてしまう。

仕入れ税額控除が適用されるよう、課税事業者に転換する方法も考えられる。財務省の推計によると、課税事業者は約317万者、免税事業者は約488万者。免税事業者のうちB to B取引をしているのは全事業者の約2割に当たる161万者になる。財務省は、B to B取引をしている免税事業者は、インボイス制度導入を機に課税事業者に転換すると予想している。

ただし、その場合、従来手元に残っていた益税分を納税しなければならぬ。納税額を計算するた

め、複雑な事務作業も行わねばならず、課税事業者への転換は容易ではない。日本商工会議所が19年5～6月に会員企業に実施した調査で、免税事業者（B to B事業者）にインボイス制度導入への対応を

聞いたところ、「まだ分からない」（54・9%）が最も多かった一方、課税事業者への転換を検討している事業者は18・1%。「廃業を検討する」は7・5%に上った。

インボイス制度の導入は、B to B取引の免税事業者に大きな打撃となると予想される。特に、零細企業の多い地方経済への影響は小さくないだろう。課税事業者への転換が難しい免税事業者は廃業を検討したり、フリーランスの免税事業者であれば企業内で働くことを迫られるかもしれない。

このように大きな影響が生じるため、インボイス制度は、6年間かけて段階的に導入される。免税事業者からの仕入れの消費税額相当分のうち、23年10月から26年9月末までは80%、その後29年9月末までは50%について、仕入れ税額控除が認められる。また、政府は22年9月末までをめぐりに、インボイス制度導入の影響を検証し、必要があれば何らかの措置を講じるとしている。

しかし、インボイス制度は益税を解消するのに必要な措置であり、長期的視点で大きな流れが変わる見込みは小さく、免税事業者が生き残るのは難しい環境になるだろう。

# インボイス制度

## 取引先から「締め出し」 中小企業の淘汰が始まる

4年後に始まる「インボイス制度」は、中小・  
零細企業の経営に大きな打撃を与えそうだ。

かねもと 金本 悠希  
（大和総研主任研究員）

**2** 019年10月に消費税率が10%に引き上げられ、食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率が導入された。これを受け、4年後の23年10月から「インボイス制度」が導入され、事業者が納税する消費税額の計算方法が変更される。制度の目的は、消費税の免税措置で発生している「益税」の解消だが、納税を免除されてきた小規模事業者は、対応しなければ取引先から外される恐れがある。結果的に中小・零細企業の淘汰が進む可能性がある。

**免税事業者は取引不利に**

インボイス制度を理解するにはまず、事業者が消費税を納税する仕組みを知る必要がある。消費者はコンビニエンスストアで商品を買う際、価格に上乗せさ

れる形で消費税を負担しているが、実際に消費税を税務署に納付するのはコンビニだ。ただし、そのコンビニも卸売業者から商品を購入する際、消費税を上乗せされた仕入れ価格を支払っている。このため、納付する消費税額は、消費者から受け取った消費税額から、仕入れ時に卸売業者に支払った消費税額（仕入れ税額）を引いた差額分だ。仕入れ税額を引くことを「仕入れ税額控除」と呼ぶ。

例えば、卸売業者が11000円（10000円+消費税1000円）で仕入れた商品を、コンビニに22000円（20000円+消費税2000円）で販売し、コンビニは44000円（40000円+消費税4000円）で消費者に販売した場合、卸売業者は売り上げにかかる税額2000円から仕入れにかかる税額1000円を控除した1000円を、

コンビニは同様に税額4000円から仕入れ税額2000円を控除した2000円を納税する（図1）。

ただし、売上が10000万円以下の小規模な事業者については、納税事務負担を軽減するため、課税事業者となることを選択しない限り、消費税の納税義務が免除される特例が認められている。

このため、さきほどの卸売業者が免税事業者の場合、本来納税すべき1000円の納付が免除され、手元に残る。これが「益税」だ。

この「益税」を減らす目的で23年10月から始まるのが、インボ

ポイントとは、インボイスを発行できるのは課税事業者に限られることだ。免税事業者はインボイスを発行できない。つまり、免税事業者から商品を購入した事業者は、仕入れ税額の控除が認められず納税額が増えることになる。

先述のケースで考えると、インボイス制度導入前であれば、コンビニの納税額は仕入れ税額控除が適用され、2000円（4000円-2000円）だった。ところが導入後は、卸売業者が免税事業者の場合、仕入れ税額を差し引けないため、コンビニの納税額は4000円

ス制度だ。新制度では、事業者が仕入れ税額控除の適用を受けるには、仕入れ先から交付された「インボイス」（適格請求書）と呼ばれる請求書を保存していることが必要になる。インボイスには、請求書発行する事業者の名称、取引年月日、8%と10%の税率ごとの消費税額などを記載する。